第２章　防災・減災の基本理念

１　基本理念

大阪市では、大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した大阪市防災・減災条例を平成 27 年２月１日から施行しています。

「防災・減災は、自らのことは自らが守るという**自助**の考え方、地域において互いに助け合うという**共助**の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保するという**公助**の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする。」

（大阪市防災・減災条例　第３条）

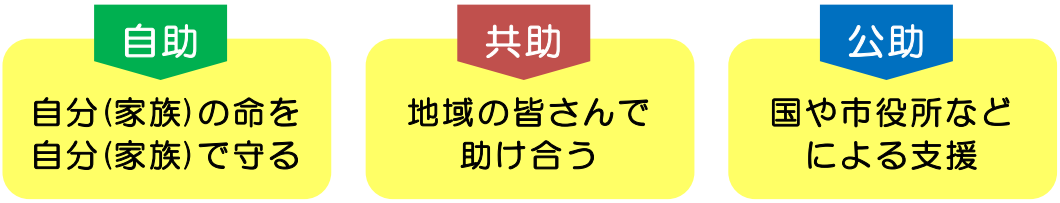

☞参考資料編 「大阪市防災･減災条例」

２　市民・事業者・大阪市の責務と役割

（１）市民の責務・役割

●自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より災害に対する備えを心がける。

・食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄

・防災訓練への参加

・自らが所有または占有する建築物の安全性の向上

●災害時には自らの安全を守るよう行動する。

・初期消火

・近隣の負傷者、避難行動要支援者への援助

・避難所の自主的運営

・防災関係機関が行う防災活動との連携・協力

・過去の災害から得られた教訓の伝承

●自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておく。

（２）事業者の責務・役割

●災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識しておく。

・事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成

・防災体制の整備、防災訓練の実施

・事業所の耐震化

・予想被害からの復旧計画策定

・従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供

●大阪市が実施する防災･減災対策に対し､積極的に協力するよう努める。

●市民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努める。

●災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、大阪市が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。

（３）大阪市の責務・役割

●市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関や他の地方公共団体などの協力を得て、防災活動を実施する。

●地域防災力の充実強化に努める。

・自主防災組織などの充実及び自発的な防災活動の促進

・事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動の促進

●ボランティアの自主性を尊重しつつ、連携に努める。

●防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者への配慮に努める。